

平成25年第3回教育委員会 臨時会会議録

平成25年3月28日

東久留米市教育委員会

平成25年第3回教育委員会臨時会

平成25年3月28日午後3時08分開会
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (4) 東久留米市コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について
 - (5) 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
 - (6) 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について
 - (7) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
 - (8) 教育財産の用途廃止について
 - (9) 諸報告2
 - ②平成25年度東久留米市立学校の教育課程届について
 - ③暴力による体罰調査の結果について
 - ④平成25年第1回市議会定例会について
 - ⑤「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
 - ⑥東久留米市教育振興基本計画について
 - ⑦平成25年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について
 - ⑧その他

出席委員（5人）

委員	長 井上敏博	第一職務代理	矢部晶代
委員	松本誠一	委員	尾関謙一郎
教育長	永田昇		

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	荒島久人	総務課長	東淳治
指導室長	片柳博文	学務課長	稲葉勝之
生涯学習課長	山下一美	主幹 (国体担当)	傳智則
学校適正化等 担当課長	高梨顕彦	図書館長	岡野知子
統括指導主事	末永寿宣	指導主事	間嶋健
指導主事	大久保順子		

事務局職員出席者

庶務係長	鳥越富貴	庶務係	小野塚将志
------	------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

(午後3時08分)

- 井上委員長 平成25年度第3回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。会議規則第15条の規定により、関係する事務局職員の出席を求めています。

◎会議録署名委員の指名

- 井上委員長 日程第1、会議録の署名委員の指名について。本日の署名は5番の松本委員にお願いします。

◎議案の追加、会議の進め方等

- 井上委員長 議案の追加及び会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」「議案第35号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」「議案第36号 教育財産の用途廃止について」の3件を、先にお願ひしている議案と併せて追加議案としてご審議をいただきたくよろしくお願ひします。
- 井上委員長 ここで会議の進め方についても併せてお諮りします。議案第32号から第35号までは規則または規程の一部改正ですが、いずれも内容は「教頭」から「副校長」へ文言を統一するものです。ついては審議は一括で行い、採決は個々に進めさせていただきたいと思いますが、この点についてもご了承いただけますか。ご了承いただきましたので新しい日程をお配りします。

(新しい日程の配布)

◎会議録の承認

- 井上委員長 1月17日に開催した第1回定例会の会議録についてご確認いただいたところ、特に訂正等のご連絡はありませんでしたがよろしいですか。異議なしと認め、第1回定例会の会議録は承認されました。
- なお、2月4日に開催した第2回定例会の会議録についてはまとまり次第ご覧いただけます。

◎傍聴の許可

- 井上委員長 本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
- 東総務課長 いらっしゃいません。
- 井上委員長 おいでになりましたら人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

- 井上委員長 先ほど議案第32号から35号までは一括審議で進めさせていただきご理解を得ましたので、そのように進めさせていただきます。

日程第4「議案第32号 東久留米市コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」、日程第5「議案第33号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、日程第6「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」、日程第7「議案第35号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正

について」を議題とします。これらの一括審議について教育長から提案理由の説明をお願いします。

- 永田教育長 「議案第32号 東久留米市コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、規則の文言を現行の体制に合わせ変更する必要があるためです。

「議案第33号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成25年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、規程の文言を現行の体制に合わせ変更する必要があるためです。

「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、規程の文言を現行の体制に合わせ変更する必要があるためです。

「議案第35号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、規則の文言を現行の体制に合わせ変更する必要があるためです。

いずれの議案についても詳細は指導室長及び担当課長から説明します。

- 片柳指導室長 議案第32号の「東久留米市コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正」、議案第33号の「東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正」及び議案第34号の「東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正」のいずれについても、条文中の「教頭」を「副校長」に改めるものです。現行と改正案を参照していただきご確認願います。

- 東総務課長 「議案第35号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正」は本文ではなく、別表の改正になります。別表6中の「校長、教頭の新任及び要員研修に関すること」を「校長、副校長の新任及び要員研修に関すること」に改めるものです。

以上、文言を「教頭」から「副校長」へ整理するものですが、改正の手続きが遅れ申しわけありませんでした。

- 井上委員長 規則及び規程の一部改正の趣旨は今説明いただいたとおり、「教頭」から「副校長」への変更になります。何か伺うことはありますか。

- 永田教育長 今後の課題になりますが、関連して本市の規則や規程の題名について申し上げます。例えば、議案第32号の「東久留米市コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」は「東久留米市」になっています。市の教育推進委員会には学校だけではなく教育委員会の事務職員も委員に入っているので「東久留米市」という文言になっています。議案第35号の「東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」も市教育委員会の処務規則ですので「東久留米市」になっています。問題なのは議案第33号の「東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」及び議案第34号の「東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正」です。同じ「学校」を指すのに「市立学校」と「公立学校」の2通り用いられています。区別して使っているのだからいづれかの時点でどちらかに統一する必要があると思いますので、事務局で検討してください。

- 東総務課長 今の内容を精査し、併せて検討もしたいと思います。

- 井上委員長 ほかになければ質疑を終わり、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。採決は個々に行います。

「議案第32号 東久留米市コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第32号は承認することに決しました。

続いて、「議案第33号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第33号は承認することに決しました。

続いて、「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程

の一部改正について」を採決します。本案に賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第34号は承認することに決しました。

続いて、「議案第35号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決します。本案に賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第35号は承認することに決しました。以上で、議案第32号から35号までの審議を終了します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

- 井上委員長 日程第8、「議案第36号 教育財産の用途廃止について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第36号 教育財産の用途廃止について」、上記議案を提出する。平成25年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、都市計画道路築造のために学校用地を売却する必要がある、教育財産の用途を廃止するものです。詳細については総務課長から説明します。
- 東総務課長 この内容は平成25年度一般会計当初予算にも関係するものです。対象となる所は第十小学校の用地の北東側の一部、図面右側の点線を引いた部分になります。都市計画道路東3・4・5号線の整備として市と東京都が連携して行う「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」が着手され地権者からの道路用地の取得も進んできたこともあり、教育委員会としても事業が円滑に進められるように平成25年度にこの用地を教育財産から普通財産に所管替えをし、25年度中に市から東京都へ売却できるように対応していくというものです。都市計画道路東3・4・5号線は第十小学校が建設される以前、昭和37年に既に都市計画決定がされています。今回の売却予定地は将来的に都市計画道路となることを前提として昭和47年に第十小学校が開校し、翌年の昭和48年に市が取得しています。このため、図にもあるとおり、プール等の建造物についてもこの道路用地を避けています。これまで学校用地として利用してきた部分が都市計画道路として今後利用されていくことになります。
- 井上委員長 何か伺うことはありますか。
- 尾関委員 都市計画道路用地の部分に、現状、何か建てられてはいませんか。
- 東総務課長 こちらの土地は約900m²弱ありますが、当時から都市計画道路用地として計画されていたので建物等はなく、都市計画道路となるまでの間は学校農園として活用してきました。この用地は都市計画道路として収用されることとなりますが、工事が始まるまでの間は、引き続き、学校農園として活用することも確認しています。
- 永田教育長 第十小学校本体の敷地は昭和46年に取得しています。道路建設の予定が計画上はあったとしても、その時には具体的な計画がないから補助金や起債などはつけられないため、道路用地としては買えなかったはずです。行く行くは道路になるからということで、学校用地としてここだけ分筆してそっくり買ったということですね。将来的には道路予定地になるため民間に買われてしまうと手続きが複雑になるため先に学校用地として買っておこうということで、開校2年後の昭和48年に買ったということによろしいですね。
- 荒島教育部長 そうです。
- 井上委員長 そのような背景があるということです。
- 永田教育長 この出っ張っている所は何ですか。
- 荒島教育部長 川というか昔の湧き水というか、左側の瓢箪（ひょうたん）みたいな形の所は湧き水から川に流れる水路の跡です。
- 矢部第一職務代理 もともとその計画の下に買われた土地ということなので、このことは仕方がないと思います。ただし、そこを避けて建てたとは言ってもこの図面で見ると、ぎりぎりの所にプールがあるようです。学校は目隠し等の対策を取っていると思いますが、道路工事が具体的にいつごろになるのかにもよりますが併せてしっかりとした対策が取れるような対応をお願いします。
- 東総務課長 学校側とも十分協議しながら支障がないように対応していきます。

- 永田教育長 議会の予算特別委員会では、「市では平成25年度予算でこの用地について売り払いをする予算を立てているが、学校財産を売り払っても教育振興基金には積み立てない。不足している一般財源に充当し、教育振興基金に積み立てないのは適切ではないのではないか」という議論がありました。
- 東総務課長 一般質問の中でも、「第十小学校の売り払いに関して、教育財産の売り払いなので教育振興基金に積むべきではないか」という意見が出されていました。
- 永田教育長 今回の件については、当初から道路財産で予定していたため議会ではさほど問題にはなりませんでした。
- 井上委員長 ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要はありますか。特になければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第36号 教育財産の用途廃止について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第36号は承認することに決しました。
以上で議案の審議を終わります。

◎諸報告

- 井上委員長 日程第7、諸報告に入ります。「①東久留米市立学校教職員の人事について」は先ほど報告していただきましたので、「②平成25年度東久留米市立学校の教育課程届について」からお願いします。
- 片柳指導室長 本年1月28日から2月4日にかけて、届出にかかわる相談を学校ごとに受けています。その後、2月25日から3月1日までの5日間をかけ、各学校から届出を受け付けたところです。内容を確認するポイントは、①次年度に推進しようとしている図書館の活用計画について、②人権尊重の精神を基盤とした教育活動が行われることについて、また、当然のことですが、③学習指導要領に示されたものの時数関係などについて重点を置いて確認しました。その結果、いずれも法令ならびに学習指導要領及び本市の教育目標等に基づき適正に編成されていると確認できました。この場においてその旨報告します。
続いて、「③暴力による体罰調査の結果」について報告します。資料はありません。本年2月28日を締め切りとして、平成24年度内の暴力による体罰の有無を、教員ならびに児童・生徒に対して調査したものの結果がまとまりましたので報告します。体罰が疑われる事案について小学校では2件、中学校では残念ながら7校から報告がありました。しかし、いずれも再度、その内容について学校に報告を求めたところ、不適切な指導もしくは児童・生徒、教師間での事実誤認ということで体罰と判断される行為はありませんでしたので、その旨、併せて報告します。
- 井上委員長 何か伺うことはありますか。
- 矢部第一職務代理 体罰の調査についてですが、疑いのあったものも最終的には体罰には当たらないという判断が下されたことは大変良かったと思います。各校の報告内容や調査の具体的な方法、こういった形の調査だったのかを改めて伺います。
- 片柳指導室長 調査方法について説明します。教員に対しては全て校長による個別の聞き取り調査、児童・生徒については質問紙やアンケート調査による調査を基本として、児童・生徒の状況によっては個別の聞き取り等、適切な方法により調査を進めることとしたものです。
- 矢部第一職務代理 本市の学校においては安心して良いとは思いますが、例えば、アンケート形式の方法では子どもたちが申し出ることができないようなことがないようにご配慮をお願いします。万が一そういった疑いがあったとしても、なかなか言い出せなかったり、調査があってもそこに書けないような児童・生徒がないような指導をこれからも続けていただきたいと思います。
- 片柳指導室長 承知いたしました。
- 井上委員長 ただ今の矢部委員からのご意見についてですが、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。教育課程届についてですが、一昨年は小学校、今年度は中学校が新学習指導要領に改められ、室長を中心に大変なご尽力をいただいて学校教育の充実を期していただいていたかと思えます。

また、体罰調査については日々の教育活動の中で人権と人格の尊重を基本にして進めていただいていると思いますが、保護者等から直接教育委員会に相談があるかもしれないので、そのときにはぜひ誠実に、スピードを持って対応していただくことを要望させていただきます。

○松本第二職務代理 この調査は定期的に行うのですか。

○片柳指導室長 今回の調査は大阪市での事例を受けて緊急的に行ったものです。平常時においては学校長がそれぞれの事案を判断し、指導室では体罰等の疑いがあれば報告を受けて改めて調査するのが通例となっています。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「④平成25年第1回市議会定例会について」に入ります。

○荒島教育部長 3月4日以降の第1回市議会定例会の様子について説明します。3月5日から11日までにかけては一般質問が行われました。この内容については資料の「平成25年第1回市議会定例会一般質問答弁概要（教育委員会関係）」をご覧ください。こちらにあるような質疑があり、答弁をしています。野島議員からは教育振興基金の意義ということで、先ほど議論にもありましたが第十小学校の用地売却のことも言われていますし、村山議員からは第十小学校のプール北側の農園の部分についての質問がありました。

定例会の会議結果ですが、先に教育委員会でご審議いただき本議会に提案した奨学資金貸付金に係る議案第16号の債権の放棄について、幼稚園の保育料に係る議案第17号の債権の放棄について、奨学資金基金に係る議案第18号、図書館協議会設置条例に係る議案第19号についてはいずれも可決となっています。

資料の裏面をご覧ください。当初予算については専決処分は不承認となりましたが、「議案第29号 平成24年度一般会計補正予算（第2号）」は年度末の計数整理ということで全員賛成で可決となっています。「議案第34号 平成25年度東久留米市一般会計予算」については修正可決ということで賛成16、反対5、共産4、間宮議員の反対ということで修正可決となっています。この修正可決の内容については後ほど資料をご覧ください。「議案第43号 一般会計補正予算（第3号）」は国の補正予算に伴う25年度の前倒しということで、教育委員会にかかわるものとして小山小学校、本村小学校の大規模改造を24年度の補正予算（第3号）として計上したところ全員賛成で可決となっています。

なお、22日の予算委員会の審議において、市長提出の予算に対し共産党が組み替え動議を提出しましたが、賛成4で否決されました。その後、予算の修正案が提出され、賛成16で可決されました。したがって、市長が提出した予算は間宮議員のみの賛成という結果になりました。26日の最終本会議においても最終的には修正可決を賛成16、反対5でされました。その修正可決後、直ちに付帯決議が提案されています。賛成16、反対5と、当初の修正予算と同様の票数で可決されています。資料にある通り、1点から8点までの項目について求められています。

市長報告の関係ですが、平成24年度の当初予算が不承認になったということで、地方自治法の規定により不承認になった場合は速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講じるとともに、その旨を議会に報告しなければならないということで、市長において18日の予算特別委員会において議長あての報告がありました。しかし、議員からは「予算特別委員会の場で報告することはおかしい」ということで審議がストップし、最終日に改めて市長報告を行うということで予算特別委員会が動き出しました。最終日には市長報告が行われています。市長報告の内容は「必要と認める措置として、3月15日号の市報やホームページに経過を載せ、市民にお知らせした」というものです。これについて質疑が交わされ、最終的に3月26日の最終日は午後9時半ごろまでの審議となり、今議会は終わりました。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「⑤平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」に入ります。

○東総務課長 平成25年度（平成24年度分）の点検評価報告書については3月18日に開催された第2回臨時会終了後、教育委員の皆さんには調整の時間をとっていただきありがとうございます。

た。当日は議会開催中であつたため教育委員さんと担当のみで調整させていただくことになり、申しわけありませんでした。本日はその時にいただいたご意見について大きく三つにまとめて報告させていただきます。1点目は評価の記述についてです。平成25年度（平成24年度分）の点検評価報告書については各所管が取り組み内容について記述し、課題となっていた評価については3段階評価のABCということで進めてきました。しかし、第2回定例会後に「ABC以外の考え方もあるのではないか」「ABCの場合は説明内容を示すのが難しい」などの意見もいただきました。また、矢部委員からは他市の事例の参考資料もいただきました。そして、臨時会終了後に時間をとっていただき、事務局で新たな評価の記述案をお示ししました。その場でも幾つかの案をいただき、最終的には井上委員長に文言の整理をお願いしたその最終案が、お配りしました報告書の1ページから2ページにかけてになります。報告書全体についてもこの案でまとめてみました。本日は評価の記述について最終決定をいただきたいと思っています。

1ページから2ページにかけて記述してある「(4) 評価の記述」をご覧ください。ABCから「前進」「進行中」「停滞」に改めました。「前進」は「取り組みが計画どおり前進し、これまでの水準を超える大きな成果が見られた」、「進行中」は「これまでの水準を維持し、取り組みが順調に進んでおり、一部成果も見られた」、「停滞」は「課題遂行の困難性が増し大きな課題が発生し、取り組みが停滞している状況である」という内容です。2ページでは「今後の方向性」として、「拡充」「継続」「改善」「縮小」という形での表現に改めています。それぞれの内容については記述してあるとおりです。

2点目は、その時にご意見としていただいた内容になります、教育振興基本計画に示されている評価方法の記述についてです。「教育振興基本計画の評価が点検評価報告書により毎年行うように書かれているが、同計画には単年度目標の設定はない。新たに項目を立てて評価を行うことにするのか。しかし、点検評価の項目についてはこれまでどおり行っていくという選択肢もある。記述されていることはいつ決定されたのか」というご質問も出たと伺っています。教育振興基本計画に示されており、また、次回の懇談会も5月に予定されていますので速やかに方針を決める必要があると思っています。これらについては次の教育振興基本計画の報告の際に、担当課長からお答えさせていただきます。

3点目として、今後の点検・評価の項目の選定についてです。現在、本市では全事務事業の取り組み内容を記述し、評価を行っています。そのため、毎年、進捗状況が変わらないものは評価が同じになっています。ついては、「教育目標、基本方針及び施策の方向については毎年度、時間をかけて検討しているので、その時に合わせて点検評価の重点項目と言いますか、主要項目を幾つか選定して詳しく取り組み内容を示して評価を行っていけば、毎年同じものにはならないのではないかと。それ以外のものについては総括的に述べたらどうか」というご意見もあったと伺っています。

現在手がけている報告書は平成25年度（24年度分）ということで、来年度に検討するのは26年度（25年度振返分）となります。既に25年度の教育目標の策定は終わっていますので残念ながら間に合いません。その次の年度の課題になりますが、こういったことも検討させていただきたいと思っています。

報告は以上です。評価の記述及び今後の方向性という形式で進めていくことをこの場で決定していただければ、最終的に取りまとめる作業に入っていきたいと考えています。

○井上委員長 現在、作業としてはかなり進めてきてもらっていますが、1ページ目の評価基準について合意をいただければそれに基づいて各所管での具体的な作業にとりかかれるということです。このことについては私も意見を言わせていただきました。例えば、「前進」の場合は「大きな成果」ととらえ、「空調機の設置が完了した」「補強工事が終了した」などのきちんとした成果を踏まえてということになると思います。主要施策の根幹をなしている事務事業が「一部分だけ突出してぐっと進んだ」「10項目なら10項目が計画どおりに全体的に進んでいる」「内容的に前進が見られ、また、教育委員会としても市民の期待に応える大きな成果が見られた」ということになると思います。「進行中」の場合は「方向性は間違いなく、一部成果が見られる」「取り組みがその

事務事業の計画に従って順調に進んでいる」ということになると思います。

- 松本第二職務代理** ABCや123の3段階のほうが分かりやすく良いと思っていました。しかし、実際に記述してみるとABCの場合は実績としてはほとんどBランクになりますが、評価としてはAではないのかということになると思います。その点、「進行中」という表記だと「まだ進んでいます」「一部成果も出ています」と読み取れるので、ABCよりもこちらのほうが良いと思います。
- 井上委員長** 現状の評価を行っていくとともに、来年さらに今後はどのように進めるのかを考えていく必要があります。私も初めは「今後の方向性まで詳しく記述する必要があるかどうか」という意見を申し上げました。しかし、その後、いろいろご意見を伺っていくうちに、「行政評価としてここまできちんと将来に対する責任を点検して評価していければ、一貫性が相当明らかになる。教育にかかわる方や市民の皆さんも教育委員会の事務事業に対するご理解を一步、二歩と進めていただけるのではないかと」思い直しました。委員からの適切なお意見、また、事務局の適切な資料づくりと整理により大きく一步進み感謝しています。さらにより良いものにしていきたいと思っています。
- 矢部第一職務代理** これまで事務局にはABC表記の提案をはじめいろいろと準備をしてもらってきましたが、ここで「言葉による表現の方が良いのではないかと」申し上げたところ、再度、検討していただきありがとうございました。前回の臨時会後の話し合いでもいろいろと意見が出されました。「ABCでも他の表現でも3段階評価には変わりはないが、それが受け手にとってより分かりやすいほうが親切な点検評価ではないか」ということと、自己評価という意味で、しっかりと自分たちで受けとめて次の計画に踏み出すという意味からも、「今後の方向」にもしっかりチェックを付けていくほうが分かりやすく良いと思っていましたので、このようまとめいただいてよかったですと思います。

ただし、「前進」「進行中」「停滞」の説明部分については前回の臨時会後の話し合いでも随分と意見が出ました。私が調べた他市の例を見ても、その記述に対する有識者の意見を読むと「その表現はあいまいである」との意見がありました。どのような表現が良いのかと欲していたところ、最終的に井上委員長にまとめていただきました。今年度はこの形で進めていただければと思っています。
- 永田教育長** これは事務の管理と執行の点検評価が目的です。評価の記述を3段階とするのは良いと思いますが、例えば5ページに載っているものは教職員給与事務、教職員旅費支払事務、健康診断といった日常的な業務だけになります。そういった取り組みの場合には「計画どおりに前進した」「給与支払事務とか健康診断はこれまでの水準を超える大きな成果が見られた」とは決してならないのではないかと思います。
- 東総務課長** ルーティンワークの事務事業についてはそうなります。
- 永田教育長** 教育委員会の事務のほとんどはルーティンワークになりますからね。
- 矢部第一職務代理** そのところが問題だと思います。「ほとんどルーティンな事務事業でありながらほとんどをA評価とするのもどうなのか」と思ったところから、言葉による評価の記述に行き着いたわけです。しかし、逆なことも言えます。ルーティンなものはこなして当然であるのにAをつけないのはこれまたおかしいとも言えます。ところが、言葉の記述であれば「B」相当のこれまでの数字を維持していれば事務事業としては十分良いことになります。ですから「進行中」で当てはめても何ら問題がないと考えています。
- 永田教育長** ルーティンワークに「前進」の評価がつくには大きく仕組みを変えない限りはないと思います。しかし、仕組みを変えれば前進かというそれはシステムを変えただけだから「前進」とは言えないのではないかとこの気もします。難しいところです。
- 矢部第一職務代理** しかし、どんなことをしてもAにはなれない事務事業もあるので、私としてはABC評価には抵抗感がありました。先ほどの総務課長からの3番目のご提案で、「今後の点検評価の対象をどのように選択していくのが課題である」とありましたが、さらにこの点検評価の精度が高まり重点項目のみを対象としていくことになるのであれば、また、考え方が違ってくると思

います。しかし、これまでの点検評価の対象はルーティンなものがかかなりの部分を占めているので、それで表現を変えたほうが良いのではないかということになったと思います。

- 井上委員長 われわれの中ではいろいろな意見が出ましたが、最終的には事務の統括をしていただいている教育長に総合的にご判断いただきたいと思います。この点についてはもう少し意見交換をしたほうがよろしいですか。
- 永田教育長 分かりました。評価の考え方がこの先も一貫していればこれで進めて良いと思います。
- 井上委員長 「今後の方向性」のところはどうですか。
- 永田教育長 示すのは良いとは思いますが。点検評価を行う目的は今後の方向性を示す一つの材料になるとは思いますが、この報告書の中でここまでやる必要があるのかなとも思います。
- 東総務課長 現実問題としては「継続」がほとんどになります。
- 永田教育長 そうですね。事務事業のほとんどは「継続」になります。ほとんどがルーティンワークのものに対して、それを「今後の方向」までやる必要があるかなという気もします。
- 矢部第一職務代理 そのことについては先ほどから申しあげていますが、総務課長から今後の課題に挙げられたとおり、「対象項目の選択」ということになってくると思います。しかし、学校適正化などルーティンワークではないものも評価していますので、今年度の新たな評価の取り組みとしては有識者の意見もできるだけ取り入れていますので、25年度としてはこの方向で良いと思っています。
- 井上委員長 例えば、耐震補強工事を進めていることについては、当然、「進行中」という評価で問題はないと思いますし、「今後の方向」では「拡充」または「継続」という考え方が出てくると思います。しかし、予算措置されなければすぐに「拡充」にならないわけです。このあたりが大変難しいと思います。
- 永田教育長 分かりました。このやり方で進めてみましょう。いろいろやってみないことには分からないですからね。
- 井上委員長 教育振興基本計画がまだでき上がっていない段階ですので、われわれとしましても、今であれば、この点検評価についてもいろいろと新たな取り組みができるチャンスと考えています。それで、評価の三つの観点及び今後の方向性の四つの観点についても、試みにこういった視点で見直してみたらどうだろうかという、そういう趣旨です。
- 永田教育長 結構です。ただ今の皆さんの考え方で進めていきましょう。
- 井上委員長 教育長からも進めてみましょうという考えをお示しいただきました。矢部委員、松本委員、尾関委員とは前回下打ち合わせをさせていただいていますのである程度の意見はまとまっていますが、この場で教育長にもご意見を伺い、方向性についてご了解いただきました。それでは今年についてはこの試案により評価報告書の作成に取り組んでいきたいと思います。
- 矢部第一職務代理 先日お届けいただいた案の内容についての質問については、直接担当の方に伝えればよいですか。
- 東総務課長 内容についてご説明する時間は別途設けますが、書いてある内容でご不明な点があれば各所管がお答えさせていただきます。
- 井上委員長 いろいろご意見ありがとうございました。この件は以上にとどめます。続いて「⑥東久留米市教育振興基本計画について」に入ります。
- 高梨学校適正化等担当課長 資料の「第1回懇談会意見」をご覧ください。1回目ということもあり自由な立場からご意見をいただきました。意見1は「感想的なもの」です。「体系図についてはもっともなことが書いてあるが具体的にどのように実行していくのが重要である」「もっともなことが書いてあるが現状を見ると、逆にもっともなことを書いていかないといけない状況である」「体系図までということなので具体的な話はなかったが、親の立場としてみれば具体的にどういうことをやってくれるのが気になる」。また、体系図をご覧になっての意見では「形式的な感じがする」「学校現場ではいろいろな問題があるのではないか」「体系図ではそれぞれのところが同じような数で書いてあるが実際にそんなことはないだろうと。それぞれ現場でいろいろあるはずなの

でそれに合わせたほうが良いのではないかと」「キャリア教育に注目している。将来の職業を考えることも大事だが、今自分が学んでいるものが将来どういうふうに関立つのかを理解させるためには、地元のいろいろな活動をされている方の話を聞くことも重要ではないか。その辺に注目している」などのご意見がありました。

意見2は「提案的なもの」です。「今の社会は年長者を尊敬しない風潮がある。それはそれとしてきちんとけじめはつけるべきだろう。そういうところをきちんと指導することを盛り込んでほしい」「今の子どもたちには人間の品位や品性というものを教えていかなければいけないので、そういうことも盛り込んでほしい」「保護者と学校側との対話やコミュニケーションを重視することを盛り込んでほしい」。生涯学習に関することでは「東久留米には考古学の研究においても第一級の資料がある。明治時代の古い地図も良いものがあるが手つかずの状態になっている。そういうものをきちんと修復し、資料としての価値を高めるために、手間暇かかるのでボランティアの力を活用してやる方法を検討したらいいのではないかと。そういうことを手がける中で大人から子どもまで含めた形で広がっていけば、東久留米の財産として良いものになるのではないかと」「自分の経験上、大学生の学習意欲が低下している部分がある。そういう中で、子どもであっても大人であっても教育の根幹というのは学びの喜びや学びの楽しさを知ることにあるのではないかと。そういうものをどのようにつくっていくかを盛り込むようなものがあつたほうが良い」「体系図がかなり細かく書いてあり分かりにくい。相互に関係があることなので体系図を見ているとごちゃごちゃになってしまうところがある。もう少し簡単に、あるいは一部の方にはもうなくても良いのではないかと」「本編とはまた別の形で概要版とかリーフレットの的なものをつくる方法もあるのではないかと」などの意見もありました。

このような意見をいただき、昨日、策定委員会を開き、委員に諮りました。「提案的な意見がいろいろ出ているが体系図が示しているものの中にほとんど含まれるだろう。改めて新しく項目を立てることは現段階では必要ないのではないかと」という意見が多く出ました。ついては、体系図そのものに関しては今のところは手を加えない形で考えています。ただし、「いろいろな課題があるはずだ」という意見については、「具体的な施策の中で肉付けを行っていく中でこれは別冊にした方が良い」となどの意見が出てくるだろうから、そうなつた場合には増やすことは構わないだろう。また逆の考え方では「一つにまとめたほうがより分かりやすいのであればそれも可とする」ということになりました。そういう中で今度は肉付けの作業に入っていきますが、文章だけで記述しても理解しにくい部分もあるので、現状や課題に関して手助けになるようなデータや統計などがあれば具体的な施策項目の中にそれを助けるようなデータを盛り込んでいくことになり、各所管に作成を依頼していきます。

そのような形で作業を進め4月中ぐらいに案をまとめ、再度皆さんにご覧いただいた後に作業を進めていきたいと考えています。なお、今回の懇談会は5月中旬以降に予定しています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 懇談会のご意見はよくおまとめいただいていますので、これを反映できるようになれば良いと思っています。一つ確認したいのは先ほど総務課長からの話にもありましたが、教育振興基本計画の中に点検評価について書かれているところがありました。最初にこれを見た時に、「今やっている事務の管理及び執行の状況の点検及び評価との関連はどうなのか」という質問をしたことがあります。その時には私の理解が足りなくて分かっていないところがありますので、いま一度そこを確認させていただきます。骨子案2ページの一番下に「毎年各施策の点検評価を行い」とありますが、これは教育振興基本計画の中にうたっている取り組みとして書かれていることに対して毎年やっていくものなのか。その場合、今やっている事務の管理及び執行の点検評価との位置づけはどうなるのか。また、単年度の目標設定がない5年後の計画の中で毎年それを評価していくというのはどういうことですか。骨子案の最後のページの第3章の一番下に「その達成状況を何らかの方法で確認し」とありますが、この確認はどういうことを意味しているのですか。25年度の点検評価と26年度の点検評価はそれぞれ24年度、25年度の振り返りを行うので良いとしても、

その次の27年度に行う26年度分の振り返り作業前までには点検評価のあり方と教育振興基本計画との位置づけ、さらに今やっている単年度の教育目標や基本方針との兼ね合いなどを明確にする必要があります。以前、教育目標の年度をとって半永久的なものにしていくという事務局の説明がありました。そうすると今度は、毎年度具体的な施策の方向を示している現在のやり方と、ここで言っている体系図の右端にある点検評価業務の項目との関係性が非常に分かりづらく、私には理解できません。そこを一度整理していただいでからでないと、次回5月に予定されている懇談会にこの案をお示しすることはできないと思います。

○井上委員長 非常に重要な課題点、論点をご指摘いただいたと思いますがいかがですか。

○荒島教育部長 教育委員会の事務は教育目標と各基本方針に基づいて行っています。位置づけをどうするのかというご質問ですが、教育目標がある程度恒久的なものになり、今後5年間、その恒久的な目標に向かってどのようにやっていくのかを切り取ったものが教育振興基本計画だと思っています。各年度の事務も同計画に基づいて行っていくことになるわけですから、その事務がどのように5年間の目標に対して進んでいったのかを評価することになると考えています。

○矢部第一職務代理 私が伺いたいのは「教育振興基本計画の中の具体的施策としてのこれらの項目が単年度の施策の方向になるのか」ということです。計画の策定後は、現在行っている教育目標、基本方針、施策の方向の策定作業に代わって、基本方針の体系図に基づいた二十何年度かの計画を立てていくと考えれば良いですか。

○荒島教育部長 そこは目標の持ち方の問題だと思っています。例えば5年間で家を建てようという目標を立てた場合、「今年は基礎ができました」という表現で評価していくのか、それとも、単年度ということで「今年は基礎をつくりましょう」という目標を設定し、その基礎は50%できました、70%できたと評価するかというところで、仮に5年間をとらえて評価するのであれば、今年は家を建てるために基礎をつくりましたという評価ができると思っています。

○松本第二職務代理 教育振興基本計画の期間は5年後、10年後を想定しています。特に単年度目標の設定はない。私も長期のものを毎年評価する必要はないと思っています。矢部委員が言われた評価の記述部分については私も同感です。

○永田教育長 点検評価を行うということは教育振興基本計画そのものを評価するということではありませんが、結果としてそうなるということです。例えば、われわれは何を基にして教育行政を行っているのかというと、憲法、教育基本法、学校教育法、地方教育行政法などによります。どんどんブレークダウンしてくるわけです。さらに、その下に教育目標があり基本方針がある。点検評価というのはさらにその下の細かい事務事業が対象となっています。それを点検することにより、総合的な教育振興基本計画の進捗状況が結果としてどうなっているかを図るわけです。例えば、教育基本法の内容をどれだけわれわれが推進したかと言ってもなかなか評価しにくい。「教育基本法に基いて事務事業ではこうやっています」という以外にはないかと思っています。ですから、教育振興基本計画が5年の期間だとすると、ではこの基本計画はどうだったかと振り返った時次の新しいものをそのまま持つていくのか、あるいは改正しながら持つていくのかという問題になるのではないかと思います。

○矢部第一職務代理 繰り返しになりますが、骨子案の内容についてはもう一度整理していただいたほうが良いと思います。点検評価との関連ですが、毎年、主要施策の方向としてたくさん項目を検討して取り上げています。教育目標の下に基本方針があり、その中に主要施策の方向があり細かい文章の説明があり、その下に事務事業がついています。しかし、この骨子案に示されているものは点検評価のものとはタッチが随分違っています。はっきり申し上げると、現在の教育目標から一連で策定している施策の方向のほうが適切な表現だと思っています。この教育振興基本計画に示されているものと現在の施策の方向との関係性も不明です。

「3 四つの柱と基本施策」は項目だけがずらずら並べてあって具体的にイメージしづらいのですが、今後、施策の方向はここから発生してつくられるのですか。それとも、今までと同じようなやり方は並列していくのですか。

- 荒島教育部長 教育振興基本計画はあくまでも計画ですので、包含できるようなものにしていくという計画上の必要性があると思っています。
- 矢部第一職務代理 それは理解しています。私が伺っているのは「それに対しての評価は行っていくのか」「単年度の施策の方向として、別途、具体的なものを考えていくのか」「毎年の教育の基本方針の検討は引き続き行っていくのか」ということです。
- 荒島教育部長 今後どのようにしていくかについては、今後、ご議論いただければと思います。
- 矢部第一職務代理 それはこれからということですか。しかし、どういう扱いになっていくのかが分からないまま、この部分だけ議論するのはおかしい気もしますが。
- 荒島教育部長 先ほどの例で申し上げますと、5年間で家を建てようという計画をつくって、今年基礎をやらうとか、今年壁をつくらうというのを毎年つくるかということですか。そういう論を目標として掲げるかということですか。
- 矢部第一職務代理 先ほどから家の建築を例にされますが、伺いたいのは「現在行っていることとの関連性を明確にしなくて良いのか」ということです。
- 荒島教育部長 当然、来年度はこういうことをやっていこうと方針を立てて予算要求をしていくことになります。
- 矢部第一職務代理 これまでの事務的な点検評価と骨子案の点検評価はリンクするということが良いですか。2ページに書かれているところが気になります。
- 高梨学校適正化等担当課長 2ページのところに書いてある趣旨は、あくまで「教育委員会は点検評価今やっている」という事実を書いたものです。調整中であるため第3章ではあいまいな表現になっていますが、5年の計画ならば5年後にはその計画を点検して、さらに次の5年に向かっていくことが必要です。具体的な方法は示していませんが、例えばアンケート調査を行うとかの方法はあると思いますので、そういうことも含めたやり方になってくだろうと事務局としては考えています。
- 井上委員長 他市の例ですが、「幼保一元化の施設を5年間で造りましょう」「小中一貫の独自の施設を造りましょう」とか、単年度の事務事業をベースにしながらも独自のプランニングの推進を評価対象にしているところもあります。しかし、本市の場合は本日も検討いただきましたが1年間の広範な分野にわたっての事務事業の執行がベースにあり、その積み重ねできています。本市のような点検評価の進め方も一つの方法ではあると思います。
- 先ほど懇談会委員のご意見を伺いましたが、感想を述べさせていただくと、委員の皆さんにもう少し教育行政にご理解いただくように努めていかないと、資料の左欄に述べられている感想的なご意見との溝は埋まらないと思います。
- 何より、本市では教育目標について力を入れています。多くの市が東京都に倣っているのに対し、独自の四つの目標を持っていることなどもご理解いただく必要があると思います。右欄の提案的なご意見についても私たちが受け止めなければならないとは思いますが、教育行政に対するご理解をいただくにはこちら側からの情報提供をもっと行ってより具体的な施策をご理解いただけると、違うご意見をいただけたのではないかと思います。本日は大事な論点についてお話しいただきました。この件については以上にとどめ、続いて、「⑦平成25年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正」に入ります。
- 稲葉学務課長 資料の「平成25年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部を改正する要綱」をご覧ください。就学奨励費は特別支援学級に在籍している児童・生徒を対象としていましたが、平成25年度からは文部科学省により支給対象者を拡大するとの通知がありました。改正内容は第1項の次に第2項として、「特別支援就学奨励費の該当者は次に掲げる項目のいずれかに該当する児童または生徒の保護者で東久留米市の住所を有する者とする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者または東久留米市就学援助費事務処理要綱の規定に基づく就学援助費の支給を受けている者を除く。」を加えました。これは就学援助と重複しての支給はできないというものです。

(1)は従来の対象で、新たに加わったのは「(2)学校教育法施行令第22条の3に記す程度の障害を持つと東久留米市が認める児童または生徒」になります。「第22条の3に記す程度の障害」とは主に視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の方で、普通学級に在籍している児童・生徒でここに該当する方が就学奨励費の対象になります。なお、新たに項を加えていますので第2項から第7項までは一項ずつ繰り下がり、施行は25年4月1日からです。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 学校教育法施行令第22条の3に記す程度の障害として何種類か挙げていましたが、「市が認める児童または生徒」の「市が認める」ということは「福祉保健部が障害を認定している」という意味ですか。それとも教育委員会が判断しなければいけないということですか。

○稲葉学務課長 教育委員会が判断することになります。

○永田教育長 診断書などを取り寄せていただいて判断するということですか。

○稲葉学務課長 障害者手帳等を見せていただいて確認します。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。ほかに何か報告事項はありますか。

○片柳指導室長 指導室から報告します。今年度の学校評価報告書が各学校から提出され、委員にお配りしました。平成25年度には各学校の評価をする際の評価指標、評価規準、それに伴った具体的な手法を定めて本則によるところの評価をさせることとなっています。現在は学校ごとの評価指標や規準となっており、あいまいなところもありますが、今年度には整備していくということでご理解願います。後ほどご覧いただいて、学校教育の充実についてご意見をいただければと思います。

◎閉会の宣告

○井上委員長 今日は年度末のお忙しい中、臨時会の開催にご協力をいただきありがとうございました。以上で平成25年第3回教育委員会臨時会を閉会します。

(午後4時55分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年3月28日

委員長 井上敏博(自署)

署名委員 松本誠一(自署)